

＜福島第一原子力発電所プラント状況等のお知らせ＞
(4月2日 午後9時現在)

平成23年4月2日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

福島第一原子力発電所は全号機（1～6号機）停止しております。

1号機（停止中）

- ・ 3月12日午後3時36分頃、直下型の大きな揺れが発生し、1号機付近で大きな音があり白煙が発生しました。水素爆発を起こした可能性が考えられます。
- ・ 3月23日午前2時30分頃、給水系から原子炉への海水注入を開始しました。
- ・ 3月25日午後3時37分より原子炉への淡水の注入を開始しました。
- ・ 3月29日午前8時32分、これまでの消防ポンプから、仮設の電動ポンプにより淡水を注入するように切り替えを行いました。

2号機（停止中）

- ・ 3月15日午前6時頃に圧力抑制室付近で異音が発生、同室の圧力が低下。
- ・ 3月26日午前10時10分より淡水（ホウ酸入り）の注入を開始しました。
- ・ 3月27日午後6時31分、これまでの消防ポンプから、仮設の電動ポンプにより淡水を注入するように切り替えを行いました。

3号機（停止中）

- ・ 3月14日午前11時1分頃、1号機同様大きな音とともに白煙が発生したことから、水素爆発を起こした可能性が考えられます。
- ・ 3月25日午後6時2分より原子炉への淡水の注入を開始しました。
- ・ 3月28日午後8時30分、これまでの消防ポンプから、仮設の電動ポンプにより淡水を注入するように切り替えを行いました。

4号機（定期検査で停止中）

- ・ 3月15日午前6時頃、大きな音が発生し、原子炉建屋5階屋根付近に損傷を確認。
- ・ 現時点において、原子炉格納容器内での冷却材漏えいはないと考えております。

5号機（定期検査で停止中）

- ・ 安全上の問題がない原子炉水位を確保しております。
- ・ 3月19日午前5時、残留熱除去系ポンプ（C）を起動し、使用済燃料プールの冷却を開始しました。
- ・ 3月20日午後2時30分、原子炉は冷温停止状態となりましたが、3月23日午後5時24分ごろ、仮設の残留熱除去海水系ポンプの電源を切り替えた際、自動停止しました。その後、3月24日午後4時14分頃、交換したポンプを起動し、同日午後4時35分頃、原子炉の冷却を再開しました。
- ・ 現時点において、原子炉格納容器内での冷却材漏えいはないと考えております。

6号機（定期検査で停止中）

- ・ 安全上の問題がない原子炉水位を確保しております。
- ・ 3月19日午後10時14分頃、残留熱除去系ポンプ（B）を起動し、使用済燃料プールの冷却を開始しました。
- ・ 3月20日午後7時27分、原子炉は冷温停止状態となりました。
- ・ 代替の残留熱除去海水系ポンプ2台について、3月25日午後3時38分および午後3時42分に仮設の電源から本設の電源に切り替えを行いました。
- ・ 現時点において、原子炉格納容器内の冷却材漏えいはないと考えております。

本日の使用済燃料プールの冷却作業

- ・ 午前9時52分から午後0時54分まで、コンクリートポンプ車による3号機への放水を行いました。
- ・ 午後5時16分から午後5時19分まで、コンクリートポンプ車による1号機への放水を行いました。
- ・ 今後も使用済燃料プールの状況を確認しながら、必要に応じて放水・注水したいと考えております。

本日のタービン建屋地下の排水作業

- ・ 1号機の復水貯蔵タンクからサプレッションプール水サージタンクへの移送を、3月31日午後0時頃から4月2日午後3時30分頃まで行いました。
- ・ 2号機の復水器から復水貯蔵タンクへの移送を、4月2日午後5時10分頃から開始しました。

負傷者等

- ・ 当社社員2名が現場において、所在不明（3月11日発生）
- ・ 3月24日、3号機タービン建屋1階および地下において、ケーブル施設作業を行っていた協力企業作業員3名について、約170mSv以上の線量を確認。そのうちの2名について、両足の皮膚に汚染を確認し、除染を行ったものの、ベータ線熱傷の可能性があると判断したことから、福島県立医科大学付属病院へ搬送しました。また、3月25日、残り1名も福島県立医科大学付属病院に移動し、その後、千葉県にある放射線医学総合研究所に計3名が入院し、3月28日に退院しました。

なお、本事象につきまして、更なる放射線管理の徹底と被ばくの作業管理に万全を期すため、本事象の教訓と今後の対策をまとめ、国等へ説明を行っております。

作業開始に先立ち、関係者へ周知するとともに、今後の管理に万全を期してまいります。

その他

- ・ モニタリングカーによる発電所構内（屋外）の放射性物質（ヨウ素等）の測定値が通常値より上昇しており、以下のとおり、原子力災害対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したと判断しています。
 - ・ 3月12日午後4時17分に判断（MP4付近）
 - ・ 3月13日午前8時56分に判断（MP4付近）
 - ・ 3月13日午後2時15分に判断（MP4付近）
 - ・ 3月14日午前3時50分に判断（MP6付近）
 - ・ 3月14日午前4時15分に判断（MP2付近）
 - ・ 3月14日午前9時27分に判断（MP3付近）

- ・3月14日午後9時37分に判断（発電所正門付近）
- ・3月15日午前6時51分に判断（発電所正門付近）
- ・3月15日午前8時11分に判断（発電所正門付近）
- ・3月15日午後4時17分に判断（発電所正門付近）
- ・3月15日午後11時5分に判断（発電所正門付近）
- ・3月19日午前8時58分に判断（MP5付近）

なお、測定値が $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超過した後、 $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 付近で下降、上昇を繰り返した場合、同一事象が継続していると考え、改めて原子力災害対策特別措置法第15条第1項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したという判断は行わないこととします。ただし明らかに異常な値が計測され、同一事象でないことが明らかな場合は、速やかに判断するとともにお知らせしてまいります。

- ・放射性物質放出の恐れがあるため、半径20km以内の地域住民に対して国から避難指示が出されており、また半径20kmから30kmまでは屋内退避指示が出されています。
- ・3月21日午前10時37分から共用プールへの水の注水を開始し、同日午後3時30分頃終了しました。（当社実施）
- ・3月24日午後3時37分頃、外部電源から共用プールへの電源供給を開始し、その後午後6時5分頃、燃料プール冷却ポンプを起動し、プールの冷却を開始しました。
- ・乾式キャスク建屋のパトロールを実施したところ、外観目視点検の結果異常はなく、今後詳細に点検します。
- ・5、6号機の原子炉建屋屋根部に、水素ガスの滞留防止のための穴（3箇所）を開けました。
- ・使用済燃料プールへの放水および原子炉への注水に使用している消防車は、東京消防庁の他にも各地消防本部*から12台の貸与を受けております。また、新潟市消防局および浜松市消防局からは、大型除染システムの設置、運用に関するご指導を受けております。
* 郡山地方広域消防組合消防本部、いわき市消防本部、須賀川地方広域消防本部、米沢市消防本部、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部、宇都宮市消防本部、さいたま市消防局、新潟市消防局
- ・3月22日までに1～6号機の外部電源の受電を開始しました。
- ・3月27日午後3時30分頃、1～3号機タービン建屋外のトレーナーの立坑に水が溜まっていることを確認しました。水表面の線量は、1号機が $0.4\text{mSv}/\text{h}$ 、2号機が $1,000\text{mSv}/\text{h}$ 以上でした。なお、3号機については、がれきが障害となり線量を測定することができませんでした。引き続き、立坑内の水を監視してまいります。
- ・3月28日、集中環境施設プロセス主建屋で水溜まりを確認し、放射能分析の結果、3月29日、管理区域内で総量約 $1.2 \times 10\text{Bq}/\text{cm}^3$ 、非管理区域で総量 $2.2 \times 10\text{Bq}/\text{cm}^3$ の放射能を検出しました。
- ・3月29日午後0時3分、3号機建屋外において残留熱除去海水系配管のフランジを取り外した際、協力企業作業員3名が配管に溜まった水を被りましたが、水を拭き取った結果、身体への放射性物質の付着はありませんでした。
- ・3月31日午後0時21分頃、当所正門に街宣車（乗車1名）にて構内に入構しようとしましたが、阻止した後、午後0時48分頃正門より退去しました。本件については福島県警に通報しました。
- ・原子炉等の冷却に使用する淡水を積んだ米軍のはしけ船1隻（2隻目）が、海上自衛隊の艦船にえい航され、4月2日午前9時10分頃、福島第一原子力発電所専用港に接岸しました。準備が整い次第、ろ過水タンクに補給する予定です。また、4月2日午前10時

20 分頃から午後 4 時 40 分まで、はしけ船（1 隻目）からろ過水タンクへの淡水の注水を行い、本日の作業を終了しました。

- ・ 4月1日午前11時35分頃、米軍のはしけ船のホース手直し作業のため、岸から船に乗り込む際、作業員1名が海に落下しました。すぐに周囲の作業員に救助され、けがおよび外部汚染はありませんでしたが、念のため、ホールボディカウンタによる内部取り込みの確認を行います。
- ・ 発電所敷地境界付近に設置している本設モニタリングポスト（No 1～8）が復旧したことから、今後、その測定値を定期的に監視するとともに、公表してまいります。
- ・ 安全の確保に向け全力を尽くしてまいるとともに、引き続き周辺環境のモニタリングを継続・監視してまいります。

以上